

# 労働紛争の解決システム

『日本労働研究雑誌』編集委員会

「労働紛争」といえば、賃上げや合理化をめぐるストライキ、あるいは組合切り崩しの不当労働行為のような、集団的紛争を思い浮かべるのが、かつては常識だったかもしれない。しかし、労働組合の組織率が18%にまで低下し、春闘でもストが珍しくなった今日では、個々の労働者が労働条件をめぐって使用者との間でトラブルを経験する、というイメージのほうが、より現実的に見える。もちろん解雇やパワハラのような深刻な事案も多く、個人としてこれに立ち向かうのは、容易なことではない。

個別労働紛争は、バブル崩壊後の厳しい経済環境の中で多くの企業がリストラを進めたこともあり、1990年代に急増した。このような事態に対応するために、遅ればせながら法制の整備が行われ、2001年の個別労働紛争解決促進法、2004年の労働審判法（施行は2006年）と、新しい紛争解決システムが導入された。さらに、2007年に制定された労働契約法も、労働紛争に適切に対処するための実体法の整備という側面を有している。

紛争解決システムの整備は、企業内における労使当事者の行動にも、さまざまな形で影響を与えている可能性がある。本特集では、このような現状を踏まえながら、今日における労働紛争の意義を考えてみたい。

まず、村中孝史「労働紛争解決制度の現状と問題点」は、法制面から見た総論である。わが国における労働紛争処理制度の経緯と現状を確認したうえで、いくつかの課題を析出している。都道府県労働局も地方裁判所も、地方の労働者にとってはアクセスそのものが容易でないこと、行政ADRがうまく機能するためにも、訴訟の負担を軽減して裁判所を利用しやすくする必要があることなど、考えさせられる指摘が多い。以前に比べて大きく改善されたとはいえ、制度を今後どのように発展させていくべきか。探求は始まったばかりである。

次に、樫村志郎「労働紛争と法的対処行動」は、他

の生活領域におけるさまざまな紛争との比較の中で、労働紛争を検討したものである。2006年の全国サーベイ調査に基づきながら、誰がどのような労働紛争をどの程度経験しているのか、その場合に要する時間や対処行動は、といった点が分析される。個別化する労働紛争について、個人があまり積極的に解決を追求する余裕はなく、他方で適切な助言者は見つかりにくい、というのが現状のようである。その改善のために、法情報提供システムの活動と、第1次的な助言担当者の「見極め」能力が重要とされている。

考えてみれば、人と人とが接触すれば、何らかの摩擦や対立が生じることは不可避である。明確な「紛争」に発展して外部の制度に持ち込まれるのは、職場で発生する無数の不満や苦情の、ごく一部にすぎない。土屋直樹「企業内における不満、苦情への対応」は、そのような初期段階における企業の対応を分析したものであるが、これまで中心的な役割を果たしてきた管理職の機能が弱まっており、また、労働組合の役割に対する従業員の期待も低いとされている。やみくもに企業内での処理をはかる必要はないが、今日の環境に適合した新たな取り組みが求められていることは確かであり、いくつかの実例も紹介されている。

続いて、村松幹二・神林龍「解雇紛争の経済分析」は、解雇紛争について、訴訟で争うか和解により解決するかという当事者の行動を、経済学的に検討したものである。期待利益と費用から導かれる訴訟コストが基本となるが、それだけでは十分に説明できないことから、情報の非対称性による予想の不一致と、予想の誤りという要因が働いていることが示唆される。一口に「解雇」といっても整理解雇から懲戒解雇まで多様であり、また訴訟件数と失業率との関係を解釈するという枠組みについても議論の余地がある気もするが、法と経済学による具体的分析の試みとして貴重であろう。

他方、渡邊岳「実務家から見た労働紛争処理システ

ム」は、労働訴訟に携わる弁護士の立場から、現在の個別労働紛争解決のための諸手続を概観したものである。それらを、判決か和解か、債務名義の有無、相手方への応訴強制、弾力的な手続運用、職業裁判官の関与、費用の要否という6点から分析したうえで、手続選択のポイントと今後の課題を提示している。ここでも、多様なシステムのどれを利用するのが最も適切かを見極めて、当事者に助言することの重要性が指摘されており、制度の発展にともなう新たな問題が浮かび上がる。

このように個別労働紛争が脚光を浴びる中、労働委員会も、多くの道府県では個別紛争のあっせんに乗り出している。とはいえ、その本来の機能が、集団的紛争、とりわけ不当労働行為の救済にあることは言うまでもない。川嶋四郎「労働委員会における紛争解決手続の基礎的課題」は、司法制度改革の理念を踏まえながら、ADR論と民事訴訟救済過程論という2つのアプローチから、労働委員会における不当労働行為事件

の審査手続を検証している。理論的な考察が中心であるが、利用者の立場に立って「丁寧に公正な事件対応」を求める姿勢は鮮明であり、民事訴訟法の研究者で労働委員会の公益委員でもある著者ならではの視点が、随所に示されている。

最後に、呉学殊「労働組合の紛争解決・予防」は、個別労働紛争の解決や予防に関してコミュニティ・ユニオンが果たす機能を、ヒアリング調査に基づき検討したものである。いわゆるかけ込み訴えによって個別紛争が集団的なものに転化し、労働委員会の場に持ち込まれるという現象については、しばしば指摘されているが、そこでどのような解決がなされるかは、組合の姿勢や力量による部分も大きい。著者が指摘するコミュニティ・ユニオンの紛争解決能力の高さは、個別労働紛争に対処する制度の設計や運用にあたって、さまざまな示唆を含んでいる可能性がある。

責任編集 中窪裕也・小倉一哉・平野光俊  
(解題執筆 中窪裕也)